

国民健康保険税の

旧被扶養者の保険税減免制度が見直されました

【旧被扶養者の保険税減免制度とは】

社会保険等加入者が75歳を迎えて後期高齢者医療制度に移行すると、当該者に扶養されていた方（旧被扶養者）は国民健康保険（以下、国保）に加入することとなります。

このような場合、新たに生じる国民健康保険税（以下、国保税）の負担に対する激変緩和措置として、保険税減免制度があります。

【減免の内容】

下記の減免について、特に期限が定められておらず、当分の間継続することとされていました。

国保税の賦課方式	減免の内容
所得割額（所得に応じた課税される分）	旧被扶養者について、全額免除
均等割額（国保加入者数に応じて課税される分）	5割軽減
平等割額（1世帯毎に課税される分）	旧被扶養者のみの世帯に限り5割軽減

【今回の見直しについて】

令和元年度より、国保税の減免期間が次の通り変更となります。

見直し前	見直し後
所得割・均等割・平等割の減免を <u>当分の間</u> 継続。	均等割と平等割の減免を国保加入日が含まれる月から2年を経過する月までの間に限り実施。 所得割は、見直し前と同様に <u>当分の間</u> 継続。

【対象者について】

新たに国保に加入する方だけでなく、すでに国保に加入している方も対象となります。

例えば、平成29年4月以前に国保に加入した方はすでに加入から2年を経過しているため、令和元年度以降の国保税の計算では、均等割と平等割の減免は適用されません。